

橿原市監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を橿原市監査基準（令和2年橿原市監査公表第4号）に準拠し実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和8年2月25日

橿原市監査委員 久保田 幸治
橿原市監査委員 中 西 達 也
橿原市監査委員 奥 田 寛

財政援助団体等監査の結果報告について

第1 監査の対象

1 対象団体

橿原市新沢千塚古墳群公園管理運営事業指定管理者
かしはらパークライフ創発パートナーズ

2 対象施設

橿原市新沢千塚公園拠点施設及び新沢千塚古墳群公園

3 対象事務

令和6年度公の施設（上記対象施設）の指定管理に係る出納その他の事務の執行

第2 監査の期間

令和7年11月17日から令和8年1月26日まで

第3 監査の着眼点

1 指定管理者関係

- (1) 公の施設は関係法令及び例規の定めるところにより適切に管理されているか。
- (2) 協定書等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (3) 利用料金制を採用している場合において利用料金の設定等は適正になされているか。
- (4) 公の施設の利用促進のための努力はなされているか。
- (5) 公の施設の管理に係る収支等会計経理は適正になされているか。また、他の事業と

の会計区分は明確になっているか。

- (6) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿への記帳は適正になされているか。また、領収書類の整理及び保存は適切になされているか。
- (7) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は整備されているか。
- (8) セルフモニタリングは実施されているか。

2 市所管課関係

- (1) 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、関係法令及び例規に根拠をおいているか。
- (2) 指定管理者の指定は適正かつ公正に行われているか。
- (3) 管理に関する協定等の締結は適正に行われているか。
- (4) 協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
- (5) 管理に関する経費の算定、支出の方法及び時期その他の手続等は適正に行われているか。
- (6) 事業報告書の点検は適切になされているか。
- (7) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- (8) 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

第4 監査の実施内容

令和6年度公の施設（橿原市新沢千塚公園拠点施設及び新沢千塚古墳群公園（以下「本監査対象施設」という。）の指定管理に係る出納その他の事務の執行について、指定管理者であるかしはらパークライフ創発パートナーズ及び市所管課である公園緑地景観課から必要な資料の提出を求め、監査当日に関係者から事情聴取するとともに、関係諸帳簿等について点検及び確認を行うことにより、監査を実施した。

第5 指定管理の概要

1 施設の概要

橿原市新沢千塚公園拠点施設

所在地 橿原市川西町855番地の1
建築面積 2,458.08㎡
延床面積 4,127.46㎡
構造 鉄筋コンクリート造（地上1階・地下1階）

新沢千塚古墳群公園

所在地 橿原市川西町855番地の1

敷地面積 219,952㎡

橿原市新沢千塚公園拠点施設は、橿原市新沢千塚公園拠点施設条例（平成27年橿原市条例第39号）に規定する施設で、新沢千塚古墳群の自然豊かな環境において、健康づくり、生涯学習の普及支援、地域の世代間交流の拠点となる場を提供し、もって市民の健康の維持増進、交流人口の拡大、さらには観光の振興による地域の活性化を図ることを目的に設置された本市の公の施設であり、新沢千塚古墳群公園は、橿原市公園条例（平成17年橿原市条例第28号）に規定する都市公園である。

本監査対象施設は、令和4年4月1日から指定管理者制度を導入しており、橿原市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年橿原市条例第14号）に基づき、公募による指定管理者の指定を行った。今回監査の対象とした令和6年度については、指定期間3年目に当たり、美津濃株式会社を代表団体とするかしはらパークライフ創発パートナーズが指定管理者として管理を行った。

2 指定期間及び委託料

令和4年4月1日から令和19年3月31日まで
126,898,000円（令和6年度分）

第6 監査の結果

上記第4のとおり監査した限りにおいて、令和6年度公の施設（本監査対象施設）の指定管理に係る出納その他の事務の執行について、以下のとおり一部に是正又は改善が必要である事項が認められた。

指摘事項について、措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、当該措置の内容を監査委員に通知されたい。

1 基本協定書における引用条文誤りについて（指定管理者及び市所管課）

指定管理者と市が令和4年3月30日付け及び令和6年8月13日付けで締結した基本協定書（以下「基本協定書」という。）第13条において、「第25条で規定する事業計画書」と記載すべきところを、「第26条で規定する事業計画書」と記載されていた。

2 事業計画書における修繕費及び樹木伐採費の計画額未計上について（指定管理者）

基本協定書第17条第2項において、「管理施設の修繕については、（中略）事業計画書に計上された修繕費の計画額の範囲内で乙（注：指定管理者を指す）が自己の責任と費用において実施するものとする。」と記載されている。樹木伐採費についても同条第4項において、同様の内容が記載されている。

しかしながら、修繕費及び樹木伐採費の計画額については、指定管理者から別途提出

された事業見込額算定書等には計上されているものの、令和6年度の事業計画書には計上されていなかった。

3 業務報告書の報告内容記載漏れ及び記載誤りについて（指定管理者及び市所管課）

令和3年7月に示した檀原市新沢千塚古墳群公園管理運営事業指定管理者管理運営の基準において、定例の業務報告として指定管理者は業務報告書を作成し、市へ提出することとされている。業務報告書には、利用実績や自主事業の実施状況、管理運営に係る業務の状況等を記載する必要があるが、報告内容について記載漏れや記載誤りが散見された。

第7 意見

基本協定書は15年間に及ぶ指定管理業務の根幹を成すものである。

引用条文誤りについては、その根幹を揺るがす。指定管理者と市双方が確実に確認した上で協定を締結しなければならない。

また、各年度の事業執行に当たっては、事業計画書など各書類を作成する意義を再確認し、基本協定書に定めた各事項に従い適正かつ円滑に管理、運営するよう努められたい。